

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 6 号の認定について

（取引金融機関の破綻）

	認 定 基 準	提 出 資 料
第 6 号	破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること。 （破綻金融機関のリストは中小企業庁のホームページに掲載されています。）	1. 認定申請書 2 通 2. 共通提出資料（発行日から 3 ヶ月以内のもの。写しも可） （1）法人の場合－商業登記簿謄本 1 通 個人の場合－住民票 1 通 （2）印鑑証明書 1 通 3. 破綻金融機関との取引を証明する書類等 4. 直近 1 期分の決算書（＊注 1） 個人の場合は確定申告書の写し 5. 許認可書等の写し

（＊注 1）決算書については、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表を提出してください。